

日本看護福祉学会名誉会員規則

(目的)

第1条 日本看護福祉学会（以下「学会」という）規約第9条第1項に基づき、本学会発展に特に貢献した正会員を名誉会員にする場合は、規約に定めるところのほかは、この規則によって行う。

(名誉会員に推薦できる要件)

第2条 役員は、原則として75歳以上の正会員で、次の各号に該当する者を、推薦することができる。

- (1) 理事長を務めた会員及び理事・評議員・監事の職を通算4期以上務めた正会員
- (2) その他上記の要件に準ずる活動として、本学会の社会的評価を高める功績及び学会運営の発展に特段の功績をあげた正会員

(名誉会員就任手続き)

第3条 名誉会員への就任は、つぎの手続きを踏まえて行われるものとする。

- (1) 役員は、役員会に対して名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる。
- (2) 役員会は、役員から名誉会員の提案があった場合には、速やかに審議を行い、名誉会員への就任が妥当と判断した時には、本人の承諾を得た上で決定する。

(名誉会員の会員適用事項)

第4条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。

- (1) 名誉会員の称号を使用することを認める。
- (2) 本学会会員としての会費が免除される。

(規則の変更)

第5条 この規則を変更する場合は、役員会の議決を経なければならない。

付則

1. この規則は、2024年6月7日に施行する。